

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 法律改正等の状況	3
4 計画の対象	6
5 計画期間	6
6 計画の策定体制	6
第2章 御嵩町の現状	7
1 障がいのある人を取り巻く状況	7
2 障がい福祉サービス等の実績について	17
3 アンケート調査結果の概要	20
第3章 計画の考え方	31
1 計画の理念	31
2 計画の基本的視点	32
3 計画の体系	33
第4章 第4期障がい者福祉計画	34
1 共生に向けた差別の解消と交流の促進	34
2 保健・医療の充実	38
3 療育・保育・教育の充実	40
4 雇用・就労の促進	44
5 福祉サービスの充実	46
6 生活環境の整備	50
7 文化芸術活動・スポーツ等の振興	52
8 重層的支援体制の構築	54
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	56
1 基本指針について	56
2 成果目標	58
3 障がい福祉サービス等の利用見込みと確保方策	65
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	71
5 障がい児通所支援等の利用見込と確保策等	74
第6章 計画の推進	77



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、「障害者基本法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等、障がい福祉に関する法整備が進められてきました。

令和4年12月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し¹、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等による、障がい者等の希望する生活を実現するための措置が求められています。

また、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し²、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

御嵩町では、平成30年3月に策定した「第3期障がい者福祉計画」、令和3年3月に策定した「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度に終了しますが、引き続き、障がい施策を計画的に推進するため、国際社会や国、県の動向、アンケート調査結果や障がいのある人をとりまく課題を踏まえて、「第4期障がい者福祉計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

「障がい」「障害」の表記について

本計画の中で当該表記については、「害」という漢字に有する否定的なイメージに配慮し、人権の尊重の理念に基づき、「差別」や「不快」な感情を持つ方々の気持ちを尊重し、加えてノーマライゼーション社会の実現と意識醸成を図ることを基本スタンスとし、法令や法令上の規定、固有名詞等を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしている。

¹ 施行日は一部を除き令和6年4月1日

² 施行日は令和6年4月1日

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性をみすえたサービス量等の目標を設定し、その確保の方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、これら3つの計画を一体の計画として策定します。

障がい者福祉計画

- ◎根拠法令 障害者基本法（第11条第3項）
- ◎位置づけ 障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
- ◎計画期間 令和6年度から令和11年度

障がい福祉計画

- ◎根拠法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(第88条)
- ◎位置づけ 障がい福祉サービス等の確保に関する計画
- ◎計画期間 令和6年度から令和8年度

障がい児福祉計画

- ◎根拠法令 児童福祉法（第33条の20）
- ◎位置づけ 障がい児福祉サービス等の確保に関する計画
- ◎計画期間 令和6年度から令和8年度

3 法律改正等の状況

（1）障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。平成 28 年には、第 1 回政府報告書を国連に提出し、令和 4 年に国連による審査が行われました。

（2）障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方があわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

（3）障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

（4）児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決

定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

（5）障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

（6）障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められ、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

また、令和 4 年の同法改正により、令和 6 年度からは、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置を講ずることとされています。

（7）障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

（8）障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年4月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

また、令和3年の同法改正により、令和6年度から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

（9）改正障害者雇用促進法の施行

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

また、令和4年の同法改正により、令和5年度からは、雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化されるなどし、令和6年度からは、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進することとなります。

（10）成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

令和4年度からは、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実などが進められています。

（11）発達障害者支援法の改正

平成28年8月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

4 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がいのある方が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、障がいのある方に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての町民を対象とします。

5 計画期間

第4期御嵩町障がい者福祉計画は、令和6年度から令和11年度の6年間を、第7期御嵩町障がい福祉計画、第3期御嵩町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度を計画期間として策定します。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者 福祉計画									
障がい福祉計画									
障がい児 福祉計画									

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本町における身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。また、本町における人口及び障がい者の状況等の統計資料を取りまとめました。また、有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員等で構成する「御嵩町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。



第2章

御嵩町の現状

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 町の人口

本町の人口は、令和4年10月1日現在17,768人で、平成30年からの人口の推移は緩やかな減少傾向にあります。

年齢階層別の構成をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移

(人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	18,359 (100.0%)	18,296 (100.0%)	18,205 (100.0%)	17,965 (100.0%)	17,768 (100.0%)
0～14歳 (年少人口)	2,179 (11.9%)	2,160 (11.8%)	2,134 (11.7%)	2,062 (11.5%)	2,033 (11.4%)
15～64歳 (生産年齢人口)	10,598 (57.7%)	10,491 (57.3%)	10,323 (56.7%)	10,104 (56.2%)	9,891 (55.7%)
65歳以上 (高齢者人口)	5,582 (30.4%)	5,645 (30.9%)	5,748 (31.6%)	5,799 (32.3%)	5,844 (32.9%)

資料:住民環境課 (各年10月1日現在)

(2) 身体障がいのある人の状況

令和4年度では、町内で身体障害者手帳を所持している人は761人となっています。平成30年度からの年次推移をみると、緩やかな減少傾向にあります。

令和4年度の障がいの等級別でみると、最重度である「1級」が214人で最も多く、「1級」と「2級」の重度の人が全体の43.6%を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	240	232	226	223	214
	29.6	29.3	28.8	28.9	28.1
2 級	131	128	126	118	118
	16.1	16.2	16.1	15.3	15.5
3 級	183	175	170	175	182
	22.5	22.1	21.7	22.7	23.9
4 級	167	169	180	172	169
	20.6	21.3	22.9	22.3	22.2
5 級	51	48	44	43	39
	6.3	6.1	5.6	5.6	5.1
6 級	40	40	39	41	39
	4.9	5.1	5.0	5.3	5.1
手帳所持者合計	812	792	785	772	761

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

令和 4 年度の障がいの種類別でみると、肢体不自由が 407 人と最も多く、身体障がい者全体の半数（53.5%）を占めており、次いで内部障がいが 261 人、聴覚平衡機能障がいが 58 人、視覚障がいが 28 人、音声・言語・そしゃく機能障がいが 7 人の順となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	35	33	28	27	28
	4.3	4.2	3.6	3.5	3.7
聴覚平衡機能障がい	56	57	58	58	58
	6.9	7.2	7.4	7.5	7.6
音声・言語・そしゃく機能障がい	6	8	7	6	7
	0.7	1.0	0.9	0.8	0.9
肢体不自由	454	436	430	418	407
	55.9	55.1	54.8	54.1	53.5
内部障がい	261	258	262	263	261
	32.1	32.6	33.4	34.1	34.3
手帳所持者合計	812	792	785	772	761

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

(3) 知的障がいのある人の状況

令和4年度では、町内で療育手帳を所持している人は182人となっています。平成30年度との比較では、増加しています。

令和4年度の障がいの等級別でみると、A1（最重度）が26人、A2（重度）が34人、Aが5人、B1（中度）が54人、B2（軽度）が63人となっています。

障がいの等級別療育手帳帳所持者数の推移

(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	24	24	24	27	26
	14.1	14.0	13.5	14.6	14.3
A2	36	37	36	33	34
	21.2	21.5	20.2	17.8	18.7
A	6	5	5	5	5
	3.5	2.9	2.8	2.7	2.7
B1	50	51	55	55	54
	29.4	29.7	30.9	29.7	29.7
B2	54	55	58	65	63
	31.8	32.0	32.6	35.1	34.6
合計	170	172	178	185	182

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度3月31日）

(4) 精神障がいのある人の状況

令和4年度では、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は196人となっています。平成30年度からの年次推移をみると、大幅に増加しています。

令和4年度の障がいの等級別でみると、1級が51人、2級が127人、3級が18人となっており、2級が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1級	44	43	42	51	51
	27.2	24.4	23.7	26.8	26.0
2級	102	119	118	122	127
	63.0	67.6	66.7	64.2	64.8
3級	16	14	17	17	18
	9.9	8.0	9.6	8.9	9.2
合計	162	176	177	190	196

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3月 31 日）

(5) 難病患者の状況

平成 23 年の障害者基本法改正において、障がい者の定義に「その他の心身の機能の障がいがあるもの」として、難病患者が加わりました。その後、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行により、障がい福祉サービスを受けることが可能となりました。令和 3 年 11 月より対象疾病は 366 疾病となり、政令に定められています。また、平成 27 年 1 月 1 日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、医療費助成の対象とする疾患は「指定難病」として、令和 4 年 1 月より 338 疾病が指定されています。難病患者の状況についてみると、患者数は横ばいで推移しており、令和 2 年度では 92 人となっています。

難病患者の状況

(人)

疾病名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
筋萎縮性側索硬化症	1	1	1	1
進行性核上性麻痺	1	1	1	1
パーキンソン病	10	8	9	9
大脑皮質基底核変性症	-	-	1	1
重症筋無力症	1	1	2	2
多発性硬化症/視神経脊髄炎	2	1	1	1
慢性炎症性脱髓性多発神経炎/多巣性運動ニューロバチー	1	2	2	2
多系統萎縮症	2	2	1	1
脊髄小脳変性症	9	9	9	9
もやもや病	6	5	5	5

疾病名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
全身性アミロイドーシス	1	-	-	-
神経線維腫症	1	1	1	1
天疱瘡	1	-	-	-
顕微鏡的多発血管炎	-	1	1	1
全身性エリテマトーデス	5	6	5	5
皮膚筋炎/多発性筋炎	2	3	3	3
全身性強皮症	2	2	2	2
混合性結合組織病	1	-	-	-
ベーチェット病	1	1	1	1
特発性拡張型心筋症	2	1	1	1
再生不良性貧血	-	1	1	1
特発性血小板減少性紫斑病	3	3	2	2
IgA 腎症	-	-	2	2
多発性囊胞腎	1	2	2	2
後縦靭帯骨化症	2	2	2	2
下垂体性 A D H 分泌異常症	1	1	1	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	1	1	1
下垂体前葉機能低下症	1	1	1	1
サルコイドーシス	1	1	3	3
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	-	1	1	1
網膜色素変性症	1	1	1	1
原発性胆汁性肝硬変	1	2	2	2
自己免疫性肝炎	1	1	1	1
クローン病	5	5	5	5
潰瘍性大腸炎	22	20	17	17
一時性ネフローゼ症候群	-	1	1	1
強直性脊椎炎	1	1	1	1
IgG4 関連疾患	-	1	1	1
好酸球性副鼻腔炎	-	1	-	1
合計	91	91	92	92

資料：可茂地域の公衆衛生（基準日各年度 3 月 31 日）

※指定難病のうち御嵩町での認定者が該当となっている疾患を抜粋

※令和 3 年度数値は令和 5 年度末に集計結果が出るため未掲載

(6) 乳幼児健康診査

乳幼児の障がいの発生と疾病予防を図るとともに、母親並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るために4・5か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を行っています。いずれの健診においても受診率は、ほぼ9割を超えており、高い割合で推移しています。

乳児（4・5か月児）健診

(人)

疾病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	109	117	115	83	91
受診者数（人）	109	114	115	81	91
受診率（%）	100.0	97.4	100.0	97.6	100.0

1歳6か月児健診

(人)

疾病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	118	124	126	127	89
受診者数（人）	115	112	113	126	84
受診率（%）	97.5	90.3	89.7	99.2	94.4

3歳児健診

(人)

疾病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	134	143	171	114	133
受診者数（人）	130	143	159	116	130
受診率（%）	97.0	100.0	93.0	101.8	97.7

資料：福祉課保健予防係

(7) 保育園

本町には、町立保育園が3か所、私立の保育園が1か所の計4か所あり、障がいのある児童の集団生活への適応のため、また保護者の希望などを総合的に判断し、加配保育士による障がい児保育を実施しています。令和4年度は3人の障がい児が通っています。

保育園の障がい児（手帳所持者）の受け入れ状況

(人)

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
公立	上之郷	0	1	0	1
	中	1	1	1	0
	伏見	1	1	0	1
私立	御嵩	1	2	2	1
	合計	3	5	3	3

資料：加配保育士数表より（基準日各年度 4 月 1 日）

(8) 小・中学校、特別支援学級への通学状況

町内では、令和 4 年度において 3 か所の小学校、3 か所の中学校があります。このうち特別支援学級数は小学校で 7 学級、中学校で 4 学級となっており、小学校に通っている支援を要する児童は 39 人、中学校に通っている支援を要する生徒は 14 人となっています。

小・中学校、特別支援学校への通学状況

(人)

区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
小学校	学校数	3	3	3	3
	特別支援学級数	6	6	5	6
	在籍者数	23	26	25	31
中学校	学校数	3	3	3	3
	特別支援学級数	2	4	4	4
	在籍者数	6	10	15	17

資料：学校基本調査（基準日各年度 5 月 1 日）

(9) 施設サービスの状況

障がい者の通所施設の状況は、令和5年3月31日現在128人が通所しています。

就労移行支援

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
パッソ各務原	各務原市	1	就労移行支援
LITALICO ワークス金山新尾頭	名古屋市	1	就労移行支援

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

就労継続支援B型

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
フィナンシェ	御嵩町	2	就労継続支援B型
けやき可児	可児市	4	就労継続支援B型
ふれあいの里可児	可児市	2	就労継続支援B型
障がい者就労支援センターひだまり	可児市	1	就労継続支援B型
コルペコ可児	可児市	1	就労継続支援B型
授産施設 グリーンバード	美濃加茂市	1	就労継続支援B型
ワークショップ むくのき	美濃加茂市	3	就労継続支援B型
青空ファーム	美濃加茂市	2	就労継続支援B型
株式会社 F デザイナーズ	美濃加茂市	7	就労継続支援B型
エスポ岐阜	美濃加茂市	1	就労継続支援B型
つくしんぼ	川辺町	1	就労継続支援B型
東濃ワークキャンパス	土岐市	1	就労継続支援B型
SWINGU	多治見市	1	就労継続支援B型
ひかりの家	多治見市	1	就労継続支援B型
ライフワーク多治見	多治見市	2	就労継続支援B型
清流園	岐阜市	1	就労継続支援B型

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

就労継続支援A型

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
コルペコ可児	可児市	4	就労継続支援A型
笑夢	可児市	4	就労継続支援A型
笑富	御嵩町	11	就労継続支援A型
笑留	可児市	3	就労継続支援A型
ハッピーライクス可児事業所	可児市	3	就労継続支援A型
和楽	美濃加茂市	1	就労継続支援A型
Lucky Leaf 坂祝営業所	坂祝町	1	就労継続支援A型
つばさ	関市	1	就労継続支援A型
ルイメイ多治見	多治見市	1	就労継続支援A型

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

生活介護

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
あゆみ館	御嵩町	24	生活介護
可茂学園	可児市	12	生活介護
ふれあいの里可児	可児市	2	生活介護
ハートピア可児の杜	可児市	1	生活介護
しおなみ苑	八百津町	2	生活介護
わたげの家	八百津町	1	生活介護
ゆうゆう舎 川辺	川辺町	1	生活介護
白竹の里	白川町	4	生活介護
ひまわりの丘	関市	3	生活介護
つくしんぼ	川辺町	1	生活介護
太陽の家	美濃加茂市	1	生活介護
はなの木苑	土岐市	2	生活介護
第一陶技学園	多治見市	3	生活介護
第二陶技学園	多治見市	1	生活介護
陶技学園 みずなみ荘	瑞浪市	1	生活介護
岐阜県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	1	生活介護
岐阜県立陽光園	美濃市	1	生活介護
飛翔の里 第二生活の家	中津川市	1	生活介護
岐阜県立みどり荘	岐阜市	1	生活介護
でいあい	羽島市	1	生活介護

施設名	所在地	人数	サービス種類
岐阜県立三光園	山県市	1	生活介護
夢の家	愛知県 春日井市	1	生活介護

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

障がい者の入所施設の状況は、令和5年3月31日現在 42人が入所しています。

施設入所者

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類	
可茂学園	可児市	6	施設入所支援	生活介護
しおなみ苑	八百津町	2	施設入所支援	生活介護
白竹の里	白川町	4	施設入所支援	生活介護
ひまわりの丘	関市	3	施設入所支援	生活介護
はなの木苑	土岐市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立三光園	山県市	1	施設入所支援	生活介護
第一陶技学園	多治見市	1	施設入所支援	生活介護
第二陶技学園	多治見市	1	施設入所支援	生活介護
陶技学園 みずなみ荘	瑞浪市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立サニーヒルズ みずなみ	瑞浪市	1	施設入所支援	生活介護
飛翔の里 第二生活の家	中津川市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立みどり荘	岐阜市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立陽光園	美濃市	1	施設入所支援	生活介護

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

グループホーム

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
ささゆり一番館	御嵩町	1	共同生活援助
グループホームあらきの	御嵩町	4	共同生活援助
グループホームほうきぼし	御嵩町	1	共同生活援助
可茂学園 三ツ池ホーム	可児市	1	共同生活援助
グループホーム綴 可児広見	可児市	1	共同生活援助
桜路	川辺町	1	共同生活援助
ホーリークロスヴィレッジ	土岐市	2	共同生活援助
GiOhome	多治見市	1	共同生活援助
清流の里	岐阜市	1	共同生活援助
ゆうやけこやけ	羽島市	1	共同生活援助
はぴくら	関市	1	共同生活援助
太陽の家	美濃加茂市	1	共同生活援助

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

生活訓練施設

(人)

施設名		所在地	人数	サービス種類	
生活訓練施設 さくら		美濃加茂市	2	宿泊型自立訓練施設	自立訓練施設

資料：福祉課社会福祉係（令和5年3月31日現在）

2 障がい福祉サービス等の実績について

(1) 障がい福祉サービスの実施状況

訪問系サービスについては、同行援護は利用時間の増加が見られます。

日中活動系サービスについては、生活介護、自立訓練、就労継続支援（A・B型）は利用時間の増加が見られます。

障がい福祉サービスの実施状況

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
訪問系サービス	居宅介護 人	16	18	112.5	18	13	72.2	19	13	68.4
	時間	156	132	84.6	175	124	70.9	185	133	71.9
	重度訪問介護 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	同行援護 人	2	1	50.0	2	3	150.0	3	1	33.3
	時間	17	1	5.9	17	4	23.5	26	9	34.6
	行動援護 人	3	3	100.0	3	2	66.7	3	4	133.3
	時間	12	12	100.0	12	9	75.0	12	7	58.3
	重度障がい者等包括支援 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
日中活動系サービス	生活介護 人	62	62	100.0	63	65	103.2	63	64	101.6
	人日	1141	1162	101.8	1160	1197	103.2	1160	1225	105.6
	自立訓練 (機能訓練) 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	自立訓練 (生活訓練) 人	3	3	100.0	3	5	166.7	3	4	133.3
	人日	42	6	14.3	42	27	64.3	42	56	133.3
	就労移行支援 人	2	5	250.0	2	4	200.0	3	2	66.7
	人日	37	24	64.9	37	47	127.0	55	15	27.3
	就労継続支援 (A型) 人	25	34	136.0	26	33	126.9	27	29	107.4
	人日	463	457	98.7	481	473	98.3	500	519	103.8
	就労継続支援 (B型) 人	22	38	172.7	22	34	154.5	22	36	163.6
	人日	366	510	139.3	366	491	134.2	366	593	162.0
	療養介護 人	0	0	-	1	0	0	1	0	0
	短期入所 (福祉型) 人	6	19	316.7	8	18	225.0	10	9	90.0
	人日	21	35	166.7	28	94	335.7	35	55	157.1
	短期入所 (医療型) 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
福祉サービス	共同生活援助(グループホーム)	人	15	18	120.0	16	17	106.3	17	21	123.5
	施設入所支援	人	23	24	104.3	23	25	108.7	22	25	113.6
計画相談支援	人	27	38	140.7	28	35	125.0	28	34	121.4	
地域移行支援	人	1	0	0	1	0	0	1	0	0	
地域定着支援	人	1	0	0	1	0	0	1	0	0	

令和5年度実績は令和5年11月分までの実績からの推計値

資料：福祉課社会福祉係

(2) 地域生活支援事業の実施状況

地域活動支援センターの実利用者数が見込量を大きく下回っています。移動支援事業の利用者数は見込み量を上回っていますが、利用時間は見込み量を下回っています。

日中一時支援事業については、利用者数は概ね見込量通りとなっていますが、利用回数見込量を大きく下回っています。

地域生活支援事業の実施状況

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
相談支援事業										
障がい者相談支援事業	か所	7	7	100.0	7	7	100.0	7	7	100.0
基幹相談支援センター	か所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	100.0	0	0	-	1	0	0
意思疎通支援事業										
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	8	1	12.5	10	0	0	10	0	0
手話通訳者設置事業	か所	0	0	-	0	0	-	0	0	-
日常生活用具給付等事業										
介護訓練支援用具	件	3	0	0	3	0	0	3	0	0
自立生活支援用具	件	3	0	0	3	0	0	3	2	66.7
在宅療養等支援用具	件	3	7	233.3	3	3	100.0	3	2	66.7
情報・意思疎通支援用具	件	2	0	0	2	2	100.0	3	0	0
排せつ管理支援用具	件	457	410	89.7	457	420	91.9	457	552	120.8
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	0	1	4	400.0	1	0	0
手話奉仕員養成研修事業										
養成講習修了者数	人	3	2	66.7	3	2	66.7	3	7	233.3
移動支援事業	人	6	10	166.7	6	7	166.7	6	6	100.0
	時間	440	214	48.6	440	235	53.4	440	240	54.5

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
地域活動支援センタ ー事業	箇所 (町内)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	箇所 (町外)	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0
	延べ利 用者数	700	169	24.1	700	177	25.3	700	140	20.0
訪問入浴サービス	人	1	0	0	1	1	100.0	1	1	100.0
日中一時支援事業	人	25	児：11 者：22 計：33	132.0	28	児：10 者：25 計：35	125.0	28	児：9 者：17 計：26	92.9

令和5年度実績は令和5年11月分までの実績からの推計値

資料：福祉課社会福祉係

（3）児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援については、利用者実績に増減があります。放課後等デイサービスについては、年々増加傾向です。

障がい児通所支援等の実施状況

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
児童発達支援	人	3	3	100.0	4	3	75.0	4	1	25.0
	人日	17	14	82.4	23	8	34.8	23	14	60.9
放課後等デイサー ビス	人	20	28	140.0	21	35	166.7	22	36	163.6
	人日	220	255	115.9	231	321	139.0	242	391	161.6
保育所等訪問支援	人	0	0	-	0	0	-	1	0	0
	人日	0	0	-	0	0	-	5	0	0
医療型児童発達支 援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
居宅訪問型児童発 達支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障がい児相談支援	人	5	3	60.0	6	3	50.0	7	5	71.4

令和5年度実績は令和5年11月分までの実績からの推計値

資料：福祉課社会福祉係

3 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「障がい者福祉計画」及び「障がい福祉計画」を改定にあたり、計画策定の基礎資料とするために実施したものです。

2 調査対象

御嵩町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び放課後等デイサービス事業所通所者等

3 調査期間

令和4年10月から令和4年11月

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

配 布 数	有効回答数	有効回答率
1,230通	517通	42.0%

6 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

設問ごとに障害者手帳所持別でクロス集計を実施しており、無回答については、障害者手帳所持の設問において、回答が無かった方になります。ただし、他の設問において回答いただいているため、集計しています。

(2) アンケート調査の結果

① 差別や偏見、疎外感を感じることについて

「ほとんど感じたことはない」の割合が43.1%と最も高く、次いで「まったく感じたことはない」の割合が26.1%、「ときどき感じる」の割合が19.3%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、持っていないで「まったく感じたことはない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「ときどき感じる」の割合が、療育手帳で「ときどき感じる」の割合が高くなっています。また、持っていないで「ときどき感じる」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「ほとんど感じたことはない」「まったく感じたことはない」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
全 体	517	4.1	19.3	43.1	26.1	7.4
身体障害者手帳	348	2.6	16.7	44.8	27.3	8.6
療育手帳	68	7.4	32.4	38.2	20.6	1.5
精神障害者保健福祉手帳	67	10.4	32.8	31.3	19.4	6.0
持っていない	35	—	5.7	51.4	40.0	2.9

② 虐待を受けた経験について

「受けたことはない」の割合が 73.5% と最も高くなっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、持っていないで「受けたことはない」高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「受けたことはない」の割合が、療育手帳で「受けたことはない」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	受けたことがある	少しある受けたこと	受けたことない	わからない	無回答
全 体	517	3.7	4.3	73.5	8.9	9.7
身体障害者手帳	348	2.3	4.0	75.6	6.0	12.1
療育手帳	68	5.9	1.5	67.6	23.5	1.5
精神障害者保健福祉手帳	67	11.9	6.0	65.7	9.0	7.5
持っていない	35	—	5.7	82.9	8.6	2.9

③ 地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて

「参加しやすいように配慮すること」の割合が 45.6% と最も高く、次いで「利用しやすい施設への改善」の割合が 35.8%、「移動しやすい交通機関や道路への改善」の割合が 32.3% となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、療育手帳で「家族の積極性」割合が、持っていないで「参加を補助するボランティアなどの育成」「参加しやすいように配慮すること」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	参加しやすいように配慮すること	実魅力的な行事や活動の充	善用しやすい施設への改	移動しやすい交通機関や	道路への改善	報や福祉教育の充実	地域の人たちが障がい者 (児)を受け入れるよう、広	参加を補助するボランテ	ィアなどの育成	家族の積極性	障がい者 (児)自身の積	その他	無回答
全 体	517	45.6	18.4	35.8	32.3	21.5	18.2	16.6	30.0	4.1	16.2			
身体障害者手帳	348	41.4	17.2	35.6	32.5	17.0	14.4	15.5	27.0	2.9	19.5			
療育手帳	68	58.8	22.1	39.7	30.9	32.4	30.9	33.8	41.2	2.9	2.9			
精神障害者保健福祉手帳	67	43.3	16.4	37.3	29.9	28.4	20.9	13.4	38.8	13.4	9.0			
持っていない	35	60.0	28.6	40.0	42.9	28.6	34.3	17.1	28.6	—	14.3			

④ 健康を維持するために最も心がけていることについて

「なるべく体を動かすようにしている」の割合が 22.8%と最も高く、次いで「特にない」の割合が 13.0%、「規則正しい生活を送るよう心がけている」の割合が 12.8%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、療育手帳で「規則正しい生活を送るよう心がけている」高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「なるべく体を動かすようにしている」の割合が、持っていないで「なるべく体を動かすようにしている」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	なるべくしてい るにしるべく体 を動かす	なるべく人 と会うよ うに	なるべく外出 したよ うに	食事 を心 がけて いる	栄養 バ ラン スの良 い	規則正 しい生 活を送 るよ う心 がけて いる	定期的 に健康 診察を受 けるや うにし ている	医師の診 察を受ける やうにし ている	心 がけ て いる	特 に な い	そ の 他	無 回 答
全 体	517	22.8	4.6	6.2	12.8	10.3	4.3	13.0	1.0	25.1			
身体障害者手帳	348	25.9	5.7	6.3	9.8	10.3	4.6	12.1	1.1	24.1			
療育手帳	68	20.6	4.4	5.9	25.0	8.8	1.5	17.6	—	16.2			
精神障害者保健 福祉手帳	67	11.9	1.5	6.0	16.4	11.9	6.0	9.0	—	37.3			
持っていない	35	14.3	—	5.7	14.3	11.4	2.9	22.9	2.9	25.7			

⑤ 通院などでお困りのことについて

「特に困っていない」の割合が 45.1%と最も高く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」の割合が 14.1%、「医療費や交通費の負担が大きい」の割合が 12.4%となっています。

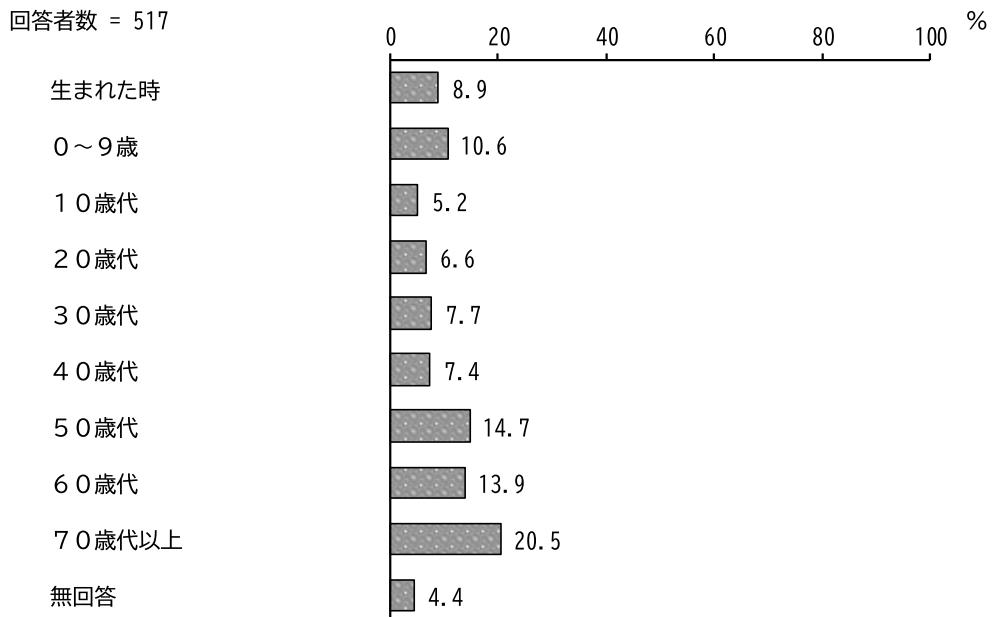
所持手帳別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「医療費や交通費の負担が大きい」の割合が、療育手帳で「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」の割合が高くなっています。また、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「特に困っていない」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数（件）	通院するときに介助してくれる人がいなない	専門的な治療を行なう機関が身近にない	専門的なリハビリができる	のときに入れてやけがをする医療機関が身近にならない	ちょっととした病気やけがのときに受け入れてくれる医師	気軽に往診を頼める医師	歯科診療を受けられない	大きい	医療費や交通費の負担が	特に困っていない	その他	無回答
全 体	517	4.6	14.1	5.6	5.0	7.4	3.7	12.4	45.1	5.8	15.7		
身体障害者手帳	348	4.9	12.9	6.6	6.0	6.9	3.2	10.9	44.5	5.7	17.2		
療育手帳	68	2.9	19.1	5.9	5.9	4.4	4.4	10.3	47.1	4.4	10.3		
精神障害者保健福祉手帳	67	7.5	16.4	9.0	1.5	11.9	6.0	19.4	37.3	7.5	19.4		
持っていない	35	—	17.1	—	—	5.7	2.9	17.1	48.6	5.7	5.7		

⑥ 障がいが生じた時期について

「70歳代以上」の割合が20.5%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が14.7%、「60歳代」の割合が13.9%となっています。



⑦ 障がいのある方が働くために必要なことについて

「障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること」の割合が43.7%と最も高く、次いで「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」の割合が42.9%、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が42.2%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、療育手帳で「就労移行支援や就労継続支援のサー

ビスが整備されていること」「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が、持っていないで「就職に結びつく技術や知識を習得すること」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が、持っていないで「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	企業などが積極的に障がい者を雇うこと	障がい者に配慮した職場の施設・設備が整つてること	障がい者にあつた就労条件(短時間労働など)が整つていること	生活できる収入を得ること	障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	自営業を希望するための支援があること	通勤や移動に対応して配慮があること
全 体	517	42.9	41.6	40.8	41.4	42.2	15.5	8.7	29.0
身体障害者手帳	348	40.2	40.5	36.5	37.1	35.9	10.6	7.5	25.6
療育手帳	68	54.4	55.9	51.5	50.0	64.7	33.8	4.4	42.6
精神障害者保健福祉手帳	67	49.3	41.8	59.7	56.7	50.7	20.9	13.4	40.3
持っていない	35	37.1	42.9	45.7	40.0	48.6	22.9	17.1	25.7

区分	相談が充実していること(斡旋)や健康管理工作が充実していること	就労移行支援や就労継続支援のサービスが整備されていること	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	就職に結びつく技術や知識を習得すること	障がい者の特性や程度にあつた仕事が提供されること	特に必要ない	その他	無回答	
全 体	24.6	18.2	18.2	9.7	14.7	43.7	7.5	3.3	15.3
身体障害者手帳	19.8	18.4	13.5	7.5	11.5	39.1	10.1	2.0	18.1
療育手帳	33.8	16.2	41.2	11.8	22.1	58.8	4.4	5.9	2.9
精神障害者保健福祉手帳	35.8	19.4	28.4	16.4	19.4	53.7	1.5	6.0	9.0
持っていない	31.4	17.1	17.1	11.4	34.3	42.9	2.9	2.9	17.1

⑧ 今後、希望する就労形態について

「パート・アルバイト」の割合が 15.9%と最も高くなっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、持っていないで「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	常勤の仕事	パート・アルバイト	自営業の手伝い	労就労移行支援・就労継続支援・就労	内職	その他	無回答
全 体	347	5.5	15.9	3.5	7.8	8.9	11.0	47.6
身体障害者手帳	248	2.4	15.3	2.8	2.0	10.9	10.9	55.6
療育手帳	44	13.6	11.4	—	29.5	2.3	11.4	31.8
精神障害者保健福祉手帳	42	7.1	19.0	4.8	23.8	7.1	11.9	26.2
持っていない	17	23.5	23.5	11.8	—	—	5.9	35.3

⑨ 住みよいまちをつくるために必要なことについて

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が44.3%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が36.0%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の割合が30.2%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、療育手帳で「入所施設や短期入所（ショートステイ）などの整備」「障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」の割合が、持っていないで「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が、持っていないで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	化サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	参加しやすいスポーツ・サーカル・文化活動の充実	いろいろなボランティア活動の推進	在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	入所施設や短期入所（ショートステイ）などの整備	練などの通所施設の整備	リハビリ・生活訓練・職業訓練	の充実
全 体	517	44.3	36.0	30.2	12.6	4.4	2.9	25.7	16.8	8.5	2.5	
身体障害者手帳	348	45.1	37.6	29.3	10.3	3.7	2.0	31.0	17.0	8.9	0.9	
療育手帳	68	36.8	26.5	36.8	14.7	8.8	5.9	10.3	33.8	10.3	2.9	
精神障害者保健福祉手帳	67	46.3	38.8	34.3	14.9	6.0	6.0	20.9	7.5	11.9	4.5	
持っていない	35	34.3	45.7	28.6	22.9	2.9	—	20.0	8.6	—	14.3	

区分	確保職業訓練の充実や働く場所の充実	障がいのある士人がふれあう機会や場	町民同いの有無にかかわらず、	の整備・改善	利用しやすい道路・建物など	どや障がいに配慮した公営住宅	災害時に備え、災害要援護者の把握と安否確認避難方法	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	性周りの人の障がいや病気の特性への理解	性障がいのある方や家族の積極性	障がい当事者及び家族の会への支援	その他	無回答
全 体	8.5	7.5	14.5	10.3	17.2	8.3	13.5	4.8	9.1	2.1	17.6		
身体障害者手帳	4.0	7.5	17.0	8.0	19.3	5.5	10.9	4.3	9.2	1.7	17.8		
療育手帳	17.6	10.3	5.9	23.5	11.8	23.5	23.5	5.9	8.8	1.5	14.7		
精神障害者保健福祉手帳	19.4	4.5	13.4	11.9	13.4	9.0	16.4	7.5	9.0	4.5	16.4		
持っていない	20.0	5.7	11.4	8.6	14.3	2.9	14.3	—	8.6	—	25.7		

⑩ 外出のとき、不便に感じたり困ることについて

「特にない」の割合が31.5%と最も高く、次いで「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が27.3%、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合が15.1%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」高くなっています。また、持っていないで「障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合が、療育手帳で「障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「身体障がい者用のトイレが少ない・利用しにくい」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数（件）	ど少ない、乗降が難しい、バスの便が便	公共交通機関の利用が不備、	または少ない	障がい者用駐車場が不備、または少ない	道路や建物などに段差が多い	歩道に問題が多い（狭い、障害物、誘導ブロックの不備など）	点字・音声案内などの整備	が点字・音声案内などの整備	身体障がい者用のトイレが少ない・利用しにくい	（階段、案内表示など）
全 体	517	27.3	15.1	13.3	9.1	1.4	12.0	5.8			
身体障害者手帳	348	27.3	18.7	15.8	8.9	1.1	13.5	6.9			
療育手帳	68	29.4	5.9	10.3	11.8	2.9	16.2	—			
精神障害者保健福祉手帳	67	34.3	13.4	9.0	7.5	1.5	3.0	7.5			
持っていない	35	20.0	5.7	14.3	11.4	—	8.6	5.7			

区分	休憩できる場所が少ない (身近な公園や歩道のベンチなど)	外出するためには、たくさんお金がかかる	周囲の人の目が気になる、理解がない	介助者がいない・少ない	特になし	その他	無回答
全 体	13.0	9.1	5.6	7.0	31.5	4.1	14.3
身体障害者手帳	12.9	7.5	3.2	7.2	28.2	2.3	17.2
療育手帳	10.3	10.3	10.3	8.8	42.6	2.9	2.9
精神障害者保健福祉手帳	14.9	17.9	19.4	9.0	31.3	14.9	9.0
持っていない	14.3	2.9	—	2.9	42.9	2.9	11.4

⑪ 一人で避難ができるかについて

「できない」の割合が 36.9% と最も高く、次いで「できる」の割合が 36.8%、「わからない」の割合が 18.0% となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、療育手帳で「できない」の割合が、持っていないで「できる」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「できる」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「できる」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「できない」の割合が、持っていないで「できない」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	できる	できない	わからない	無回答
全 体	517	36.8	36.9	18.0	8.3
身体障害者手帳	348	36.2	36.8	16.4	10.6
療育手帳	68	17.6	61.8	19.1	1.5
精神障害者保健福祉手帳	67	44.8	22.4	25.4	7.5
持っていない	35	51.4	22.9	25.7	—

⑫ 避難するのに困ることについて

「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が32.1%と最も高く、次いで「困ることはない」の割合が29.4%、「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」の割合が13.7%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、持っていないで「困ることはない」の割合が、療育手帳で「災害時の情報入手・連絡の手段がない」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」の割合が高くなっています。また、持っていないで「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」「災害時の情報入手・連絡の手段がない」の割合が、療育手帳で「困ることはない」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	難 場 所 が 遠 い な ど (坂や階段がある、避 難場所まで行 けない)	避 難 場 所 ま で 行 け な い (坂や階段がある、避 難場所が遠いなど)	緊 急 時 の 介 助 者 が い	介 助 が で き な い 緊 急 時 の 介 助 者 が い	介 助 が 病 弱 で き な い 緊 急 時 の 介 助 者 が い	遠 く で お 願 い て き な い 近 隣 の 人 間 関 係 が 疎	ら ん い 近 隣 の 人 間 関 係 が 疎	方 法 ・ 連 絡 先 が わ か る か 連 絡	災 害 時 の 緊 急 の 連 絡 方 法 ・ 連 絡 先 が わ か る か	災 害 時 の 情 報 入 手 ・ 連 絡 の 手 段 が な い	困 る こ と は な い	そ の 他	無 回 答
全 体	517	32.1	11.6	7.9	7.9	13.7	11.8	29.4	7.2	15.3				
身体障害者手帳	348	35.6	14.7	9.2	6.0	11.8	8.3	28.2	3.4	19.5				
療育手帳	68	35.3	14.7	2.9	10.3	23.5	29.4	19.1	20.6	4.4				
精神障害者保健 福祉手帳	67	25.4	3.0	10.4	20.9	14.9	16.4	28.4	10.4	9.0				
持っていない	35	20.0	2.9	—	2.9	8.6	2.9	51.4	11.4	5.7				

⑬ 地震など災害時に行政にしてほしいことについて

「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」の割合が41.0%と最も高く、次いで「安否確認のため見回りをしてほしい」の割合が35.8%、「障がい者対応の避難所を設置してほしい」、「避難所への誘導をしてほしい」の割合が28.2%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、療育手帳で「障がい者対応の避難所を設置してほしい」「避難所への誘導をしてほしい」高くなっています。また、他に比べ、持っていないで「障がい者対応の避難所を設置してほしい」「避難所への誘導をしてほしい」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	安否確認のための見 回りをしてほしい	緊急時に適切な情 報提供をしてほし	障がい者対応の避 難所を設置してほし	避難所への誘導を してほしい	特にない	その他	無回答
全 体	517	35.8	41.0	28.2	28.2	13.0	2.1	11.2
身体障害者手帳	348	36.5	41.7	26.4	27.0	12.6	1.1	14.4
療育手帳	68	35.3	36.8	54.4	41.2	8.8	—	2.9
精神障害者保健福祉 手帳	67	31.3	44.8	31.3	28.4	13.4	7.5	6.0
持っていない	35	37.1	42.9	14.3	20.0	14.3	2.9	2.9

⑭ スポーツやレクリエーションへ参加したいかについて

「思わない」の割合が 22.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 20.5%、「あまり思わない」の割合が 19.1%となっています。

所持手帳別にみると、他に比べ、持っていないで「あまり思わない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「思わない」の割合が、療育手帳で「どちらともいえない」の割合が高くなっています。また、持っていないで「思わない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「あまり思わない」の割合が、療育手帳で「思わない」の割合が低くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	そう思つ	まあそう思つ	いどちらともいえな	あまり思わない	思わない	無回答
全 体	517	9.5	15.3	20.5	19.1	22.2	13.3
身体障害者手帳	348	7.5	12.6	19.5	20.1	23.3	17.0
療育手帳	68	19.1	19.1	29.4	17.6	13.2	1.5
精神障害者保健福祉手 帳	67	10.4	22.4	22.4	9.0	31.3	4.5
持っていない	35	8.6	22.9	22.9	28.6	5.7	11.4



第3章

計画の考え方

1 計画の理念

「御嵩町第五次総合計画」では、方針別基本計画「みんなが支えあうまち」の「誰もが安心して暮らせるまちにする」の中で、「町民の障がいについての理解を促進するとともに、個別の障がいに応じた支援を充実させるため、相談支援の体制を強化し、障がい者の就労や社会参加を促進します。」と明示しており、その実現に向けた取り組みが必要です。

また、「御嵩町第4次地域福祉計画」では、「自助・共助・公助」の連携による課題解決をする「地域共生社会」実現する必要性を示しています。

本町では、障がいのある人もない人も、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことのできるまちを目指し、障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進してきており、今後も継続して取り組むことが求められています。

本計画においては、障がい者が地域で安心して暮らすため、差別の解消等の理解促進や切れ目のない支援を実現することで、誰もが理解しあい、身近な地域でともに支えあう共生社会を目指します。

基本理念

誰もが理解しあい ともに支えあう
やさしいまち みたけ

2 計画の基本的視点

（1）地域での共生

障がい者が地域で安心して生活できるまちの実現に向け、障がい者や障がいについての理解を促進します。障がい者への差別や偏見は低くなっていますが、いまだに残っており、障害者差別解消法の施行も踏まえて、地域のあらゆる場所での理解促進、合理的配慮を徹底していきます。また、ハード・ソフトの両面から様々な妨げとなるものを取り除いていく施策を展開する必要があります。

（2）サービスの提供体制の充実

障がい者が身近な場所で自分が望むサービスを利用し、地域で安定した生活を送ることができるように、サービスの質・量の充実を図ります。また、親亡き後の体制づくりや、障がい者の地域移行を踏まえ、障がいや個々の特性に応じた、福祉サービスの提供及び情報提供や相談体制等を整備し、一人ひとりのニーズにあった支援体制づくりを推進します。

障がいのある児童については、ことばの教室、ワイワイひろばなど子どもの療育や相談支援の充実、さらに保健・医療・保育・教育について、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

（3）就労、社会参加の促進

障がい者が個々の状態や能力に応じて、就労できるよう、障がい者の就労支援の促進、周囲の理解等働きやすい環境づくりに取り組みます。また、障がい者が地域の中で、自分の能力を最大限に発揮し、社会の中でいきいきと活躍していくため、就労・外出・コミュニケーション等への支援を促進し、積極的に社会参加できる環境を整備します。

（4）地域における支援体制づくり

すべての町民が障がいや障がい者に対する理解を深め、地域で助け合い、支え合うことで、障がい福祉の増進と浸透を進めていけるよう、行政だけでなく地域との協働による支援体制づくりを積極的に推進します。災害時については地域の見守り体制や災害時の避難体制の充実を図ります。

3 計画の体系

誰もが理解しあい ともに支えあう やさしいまち
みたけ





1 共生に向けた差別の解消と交流の促進

現状と課題

町が目指す「地域共生社会」の実現のためには、差別や偏見のない地域づくりを実現させる必要があります。そのためには、住民一人ひとりが障がいについて正しく理解することが大切です。

アンケート調査によると、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じるかについて、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者で「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が高くなっています。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすことが必要です。また、地域のイベント等の参加を促すとともに、障がいや障がいのある人への周知・啓発を徹底することが重要です。

また、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用を促進することが重要です。

障がいのある人への虐待は人間としての尊厳を損なうものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、障がいのある人に対する虐待を防止することが、極めて重要であると言えます。

アンケート調査によると、虐待を受けたことがあるかについて精神障害者保健福祉手帳で「受けたことがある」の割合が高くなっています。

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障がい者の権利擁護が進んできています。虐待防止を推進していくため、町民や事業者への意識啓発が必要です。

加えて、地域活動やスポーツ・文化活動は、障がい者の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。

アンケート調査によると、障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこととして、「参加しやすいように配慮すること」の割合が45.6%と最も高くなっています。

本町においては、地域交流の促進、学校における福祉教育の強化等を進めていますが、障がい者との交流が少ないという状況があります。

今後も、関係機関や事業所等と連携しながら、障がいのある人の能力や個性をより引き出していくためのプログラムの充実を図っていくとともに、地域住民への意識啓発や参加促進により、一層の多様な交流が行われる地域の中で、参加できる場を充実させることが必要です。

さらに、障がい者の支援ニーズは高く、日常生活を支え、ふれあいのある豊かな暮らしを生み出すために、ボランティア活動は欠かせないものです。

本町においては、高齢者ボランティアポイント制度「げんきボランティア65」や「地域支え合い活動助成」、社協だより内「ボラ通信」、ホームページにおけるボランティアのPR、福祉体験学習等を実施しているほか、障がい者の支援に携わる養成講座として手話講座などを開催していますが、更なる展開も求められています。

今後、町民のボランティア活動への理解を深め、参加を啓発するとともに、ボランティアに参加しやすい環境整備が必要です。また、ボランティア養成講座修了者をボランティア活動の実践の場につなげていくことが重要です。

基本方針

障がいについて正しい知識・認識を普及するとともに、障害者差別解消法を踏まえ障がいを理由とする差別の禁止に向けた取組みや合理的配慮の推進を行います。

また、障がいのある人、高齢者、子ども、生活困窮者など支援が必要な人に対し、NPO・ボランティア活動、地域での助け合い、支え合い活動を推進し、誰もがいきいきとともに暮らせる地域を目指します。